省　令

○厚生労働省・国土交通省令第一号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令の一部を改正する省令

公営住宅法第四十五条第一項の事業等を定める省令（平成八年厚生省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一～四　（略） 五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）	（公営住宅法第四十五条第一項の事業） **第一条**　公営住宅法（以下「法」という。）第四十五条第一項に規定する厚生労働省令・国土交通省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一～四　（略） 五　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。）

附　則

この省令は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第八号

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の施行に伴い、地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

地方住宅供給公社法施行規則の一部を改正する省令

地方住宅供給公社法施行規則（昭和四十年建設省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)～(5)　（略） (6)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者居住支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。） 二　（略）	（賃貸住宅の賃借人の資格） **第十三条**　地方公社が賃貸する住宅（以下「賃貸住宅」という。）の賃借人は、少なくとも次の各号に該当する者でなければならない。 一　次に掲げる者 イ～ホ　（略） ヘ　次に掲げる事業を運営する者で賃貸住宅を当該事業の実施のために住宅として使用しようとするもの (1)～(5)　（略） (6)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第六項に規定する生活困窮者一時生活支援事業（同項第一号に掲げる事業に限る。） 二　（略）

附　則

この省令は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。